

公告

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成１５年細則（調）第８号）に基づき下記のとおり公告します。

2025 年 9 月 3 日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公告件名：スリランカ国産業の輸出競争力強化に係る情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式－ランプサム型））
2. 競争に付する事項：入札説明書第１章１．のとおり
3. 競争参加資格：入札説明書第１章３．のとおり
4. 契約条項：「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. 技術提案書及び入札書等の提出：
入札説明書第１章２．及び６．のとおり
6. 開札日時及び場所：
入札説明書第１章９．のとおり
7. その他：入札説明書のとおり

入札説明書

【一般競争入札（総合評価落札方式－ランプサム型）】

業務名称：スリランカ国産業の輸出競争力強化に係る情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式－ランプサム型））

調達管理番号：25a00450

【内容構成】

- 第１章 入札の手続き
- 第２章 特記仕様書
- 第３章 技術提案書作成要領

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

2024 年 10 月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025 年 9 月 3 日
独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 入札の手続き

1. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：スリランカ国産業の輸出競争力強化に係る情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式－ランプサム型））
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、契約書では消費税を加算します。（全費目課税）¹
- (4) 契約履行期間（予定）：2025年10月から2026年2月
諸般の事情により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要がある場合には、必要な調整を行います。
- (5) ランプサム（一括確定額請負）型契約
本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

2. 担当部署・日程等

- (1) 選定手続き窓口
国際協力調達部 契約推進第一課/第二課
電子メール宛先：outm1@jica.go.jp
- (2) 事業実施担当部
スリランカ事務所
- (3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年9月9日 まで
2	入札説明書に対する質問	2025年9月9日 12時まで
3	質問への回答	2025年9月12日 まで

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

4	入札書（電子入札システムへ送信）、別見積書・技術提案書の提出	2025 年 9 月 19 日 12 時まで
5	技術提案書の審査結果の連絡	入札執行の日時の 2 営業日前まで
6	入札執行の日時（入札会）	2025 年 10 月 3 日 10 時 30 分
7	技術評価説明の申込日（落札者を除く）	入札会の日翌日から起算して 7 営業日まで （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM ） ※2023 年 7 月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

（1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

- 1）消極的資格制限
- 2）積極的資格要件
- 3）競争参加資格要件の確認

（2）利益相反の排除

特定の排除者はありません。

（3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の 2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び 2）日本登記法人は求めません（契約締結までに、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、技術提案書に添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表印または社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント

等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

・「第3章 技術提案書作成要領」に記載の配付資料

5. 入札説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2.(3) 日程参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/QvmADYX8Ry>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

1) 上記2.(3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

(3) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、または JICA の判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の2営業日前までに JICA ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

6. 入札書・技術提案書の提出

(1) 提出期限：上記2.(3) 日程参照

(2) 提出方法：

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。
(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け
国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください
(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) 技術提案書

- ① 技術提案書の提出方法は、電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 技術提案書はパスワードを付けずに格納ください。

2) 入札書（入札価格）

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2.（3）日程の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を算出して得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。

3) 別見積

別見積書はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。ファイル名は「25a00123_〇〇株式会社_見積書（または別見積書）」としてください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

（3）提出先

国際キャリア総合情報サイト PARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)
(ただし、パスワードを除く)

（4）提出書類

1) 技術提案書・別見積書

（5）電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)

2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 技術提案書の審査結果の連絡

技術提案書は、JICAにおいて技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、入札会の2営業日前までに、電子メールにて結果を連絡します。期日までに結果が通知されない場合は、上記2. 選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書（電子データ）は、JICAにて責任をもって削除します。

8. 入札書

- (1) 入札価格の評価は、「第2章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価（円）（消費税抜き）をもって行います。電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。また、電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。
- (2) 競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更または取消することが出来ません。
- (3) 競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。
- (4) 入札保証金は免除します。
- (5) 入札（書）の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

- 1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- 2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- 3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 4) 明らかに連合によると認められる入札
- 5) 同一競争参加者による複数の入札
- 6) 条件が付されている入札
- 7) 定額計上を入札金額に含める指示がある場合、入札金額内訳書にて異なる金額が計上された入札
- 8) その他入札に関する条件に違反した入札

9. 入札執行の日時、手順等

- (1) 日時：上記2. (3) 日程参照
- (2) 入札会の手順

- 1) 開札方法：本案件では電子入札システムにて開札を行います。
- 2) 再入札：全ての入札価格が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）には、再入札を実施します。詳細は下記（3）のとおりです。
- 3) 入札途中での辞退：
「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、再入札の日時までに電子入札システムから辞退届を必ず提出（送信）してください。²

（3）再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合（不落）は、再入札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は2回まで実施します。

機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

（4）入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

（5）入札会の終了

3回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、（不落）随意契約の交渉をお願いする場合があります。

10. 落札者の決定方法

（1）評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点70点、価格評価点30点とします。

（2）技術評価の方法

「第3章 技術提案書作成要領」の別紙「技術提案書評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照して

² この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。

ください。

① 別添資料 1 「プロポーザル評価の基準」

② 別添資料 2 「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

(3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100 点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100 点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が予定価格の 80%未満の見積額を提案した場合は、予定価格の 80%を見積額とみなして価格点を算出します。

なお、予定価格の 80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100 点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（予定価格×0.8/N）×100 点

* 最も安価ではない見積額でも予定価格の 80%未満の場合は、予定価格の 80%をNとして計算します。

予定価格を上回る入札金額（応札額）については、失格とします。

(4) 総合評価の方法

技術評価点（加点分を含む）と価格評価点 70：30 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.7 + (\text{価格評価点}) \times 0.3$$

(5) 落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

1) 技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと

2) 入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること

3) 当該競争参加者の総合評価点が最も高いこと

1 1. 契約書作成及び締結

- (1) 落札者から、入札金額内訳書を提出いただきます。
- (2) 速やかに契約書を作成し締結します。
- (3) 契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」については、入札金額内訳書に基づき、設定します。

1 2. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」及び別紙の「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者が技術提案書を作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、技術提案書の内容を適切に反映するため、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

スリランカは内戦終結後、2010年、2011年と2年連続で8%を上回る実質GDP成長率を記録し、経済状況は比較的安定していた³。他方で、輸出の対GDP比は1990年代には30%台、2000年代に入ってから10%台後半～20%台前半と低減している。その後、2022年には未曾有の経済危機に陥り、同年のGDP成長率はマイナス7.8%まで下落した。2023年以降は観光需要や海外労働が回復し、2024年には実質GDP成長率5%を達成したが⁴、スリランカ経済の復興と今後の持続的な成長を実現するためには、高付加価値の輸出志向型産業の競争力強化、グローバル・バリューチェーンへの参入及びこれらに資する外国投資の受入れ促進が不可欠である。

スリランカ政府は過去、国家政策枠組み2020-2025（National Policy Framework Vistas of Prosperity and Splendour）⁵等の産業振興に関連する政策を打ち出してきたが、国として今後発展させるべき産業が特定されておらず、網羅的な内容に留まっていた。また、産業開発のための国家政策（National Policy for Industrial Development of Sri Lanka）が2023年に閣議に提出されたものの⁶、2024年9月の大統領選挙による政権交代や同年11月の国会総選挙もあり、閣議承認には至らず、その後の報道等も見られない状況である。

一方で、現政権「国民の力」（National People's Power、以下「NPP」）のマニフェストや予算演説等においては、輸出志向型産業の振興が重要な政策課題として掲げられており、また、現政権下で策定された国家政策枠組み（National Policy Framework - A Thriving Nation A Beautiful Life）⁷では、投資促進を重点分野の1つとして挙

³ 日本貿易振興機構アジア経済研究所「内戦後のスリランカ経済：持続的発展のための諸条件」（2016年）、40-41頁（<https://ir.ide.go.jp/records/31676>）

⁴ スリランカ・センサス統計局（Department of Census and Statistics）ニュースリリース [GDP Summary Indicators 2024 Q4 En](https://www.dcs.gov.lk/press-releases/gdp-summary-indicators-2024-q4-en)

⁵ 国家政策枠組み2020-2025（National Policy Framework Vistas of Prosperity and Splendour）
<https://www.treasury.gov.lk/web/economic-phases/section/national%20policy%20framework%20vistas%20of%20prosperity%20and%20splendour%202025>（2019年、財務省発行）

⁶ [National Policy for Industrial Development to be implemented soon - LNW Lanka News Web](https://www.lankadevima.com/news/national-policy-for-industrial-development-to-be-implemented-soon-lnw-lanka-news-web)（2023年10月28日付）

⁷ 国家政策枠組み（National Policy Framework - A Thriving Nation A Beautiful Life）
<https://www.treasury.gov.lk/web/national-policy-framework-a-thriving-nation-a-beautiful-life>（2025年3月、財務省発行）

げ、国際的な基準や実務に即した形で、透明性・公平性の担保された法的枠組みを導入する、事業登録やライセンス、土地利用の許認可取得等の各種手続きの窓口一元化を実現する等の施策が掲げられている。輸出についても、生産者及び輸出事業者に対して輸出信用ファシリティやその他必要な認証、保険などのサービスを提供することにより、輸出産品・サービスの多角化を目指すとの方針が掲げられている。加えて、輸出促進局（Export Development Board、以下「EDB」）は、アジア開発銀行（Asian Development Bank、以下「ADB」）の支援を受けて 2025-2029 年国家輸出開発計画（National Export Development Plan for 2025-2029）を策定すると発表し、2025 年 4 月から具体的な協議を開始している⁸。

JICA は 2017 年に「スリランカ投資環境整備情報収集・確認調査」⁹（以下「2017 年調査」）を実施し、スリランカにおける投資促進について、法制度環境、事業インフラ、産業振興の 3 つの重点分野別に現状と課題を整理した。法制度環境に関し、スリランカでは投資庁（Board of Investment、以下「BOI」）が外国投資家の進出、及び進出後の運営を支援する中心的役割を担うほか、EDB が輸出企業の競争力強化や市場開拓機会の提供、貿易交渉への参加や事後のフォローアップを通じた輸出企業への海外市場提供などの役割を担っているが、2017 年調査を実施した時点で、企業からは、制度の不透明性と予見可能性の欠如、行政手続きの煩雑さなどが直接投資の障壁として挙げられた。事業インフラについては、輸出加工区に空きがないために新規進出が困難であること、地方部のインフラ未整備により物流コストが増加していること等が制約となっており、また、産業振興については、スリランカ政府による重点産業の特定とそれら産業の振興に向けた中長期的な戦略の策定が実行されていないために、戦略的な投資家の誘致活動など有効な施策を打ち出すことが出来ていないことが指摘された。加えて、上述の 3 つの重点分野に関連する課題として、為替・金融リスク、特定の品目の輸出に依存した産業構造（アパレル等の縫製品や紅茶などの特定品目に依存）と競争力不足、及び国内産業保護政策によるグローバル・バリューチェーン参入の遅れ、自由貿易協定（Free Trade Agreement、以下「FTA」）の活用不足¹⁰といった事業環境が新規投資・輸出を阻害していることにも言及された。

なお、2024 年に日本貿易振興機構（JETRO）が実施した「海外進出日系企業実態調査 アジア・オセアニア編」では、不安定な政治・社会情勢、現地政府の不透明な政策運営が投資環境上のリスク上位 2 項目として挙げられている¹¹。また、スリランカでは、高付加価値の輸出競争力のある産業振興、企業のグローバル・バリューチェーンへの参入及びこれに必要な外国投資の促進について、一部の個別産業にかかる輸出振興策等は検討されているものの、国としてより包括的な観点に立った投資促進戦略や産業政策は策定されておらず、また、過去に策定された政策も実現していない。国

⁸ [EDB partners with ADB to formulate Sri Lanka's National Export Development Plan \(NEDP\) 2025-2029](#)（2025年6月17日付）

⁹ [JICA「スリランカ国投資環境整備情報収集・確認調査ファイナル・レポート」（2017年8月）](#)

¹⁰ FTAについては、スリランカは2025年7月時点でインド、パキスタン、シンガポールとFTAを締結しているが、原材料の多くを輸入に依存しているスリランカでは、これら3カ国とのFTAにおける付加価値条件を満たすことが困難であり、FTA活用の障壁となっていると考えられる。

¹¹ 日本貿易振興機構（JETRO）「海外進出日系企業実態調査 アジア・オセアニア編」（2024年）、35 頁（[20240024rev1.pdf](#)）

営企業が市場の大部分を独占しており、民間企業の競争が阻害され、イノベーションや効率化が停滞していること、更に外資誘致を阻害する要因の1つとなっていること等も、産業振興における課題として挙げられる。

2017年調査の実施後、スリランカの社会経済環境は、2022年の経済危機及び2023年3月に承認されたIMFプログラムに基づく改革を通じて大きく変容しており、現時点では、IMFプログラムに定められた成長率や為替及び物価の安定を概ね実現している。また、前述のとおり、EDBがADBの支援のもとで2025-2029年国家輸出開発計画の策定を開始するなど、包括的な観点に立った輸出促進にかかる政策策定の動きもある。

JICAは、2022年の経済危機以降、IMFプログラムに基づく構造改革（汚職対策、電力セクター改革等）にかかる取組みを行ってきたが、今後は持続的な成長の実現のため、2025年1月に公表された「対スリランカ民主社会主義共和国国別開発協力方針（2025年1月）」における重点分野「持続的な経済成長のための財政・構造改革や経済基盤の強化」及び同事業展開計画「民間セクター開発プログラム」の下で、スリランカにおいて輸出競争力のある産業を育成するための協力を検討していく必要がある。

かかる状況において、JICAは、スリランカ大統領府、EDB及びBOI等の関係機関との間で、グローバル市場におけるスリランカの輸出競争力の現状と課題を把握するとともに、民間セクターの声を踏まえたより包括的で実効性のある輸出促進・投資促進のための政策・制度改善を行い、また潜在的な輸出競争力を有すると思われる複数の産業を念頭に産業政策を策定し、実施することの必要性について協議を行ってきた。

第2条 調査の目的と範囲

スリランカにおける高付加価値の輸出志向型産業の競争力強化、スリランカ企業のグローバルチェーンへの参入及びこれに必要な外国投資の促進に向けた環境整備としての政策・制度等の整備・運用に係る最新状況を確認し課題を整理するとともに、潜在的な輸出競争力を有する産業におけるスリランカの主要企業、及び当該産業・企業の輸出先となり得る潜在的市場・主要企業を特定する。また、大統領府、EDB及びBOI等との輸出・投資促進のための政策・制度改善及び産業政策策定に関する意見交換を通じて、スリランカ政府の方針を確認し、有効な施策について提案することを目的とする。調査では、上述の目的を達成するため、「第3条 調査実施の留意事項」を踏まえつつ、「第4条 調査の内容」に示す事項の業務を実施し、「第5条 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

第3条 調査実施の留意事項

1. スリランカ関係機関との連携

- 第1条に記載のとおり、スリランカではBOIが外国投資家の誘致や進出、進出後の運営を支援する中心的役割を担うほか、EDBが輸出企業の競争力強化や市場開拓機会の提供、貿易交渉への参加や事後のフォローアップを通じた輸出企業への海外市場提供などの役割を担っている。一方で、国としての包括的な戦略・政策策定を主導しているのは大統領府であり、その他に、Ministry of Finance, Planning and Economic Development（財務・計画・経済開発省）、Ministry of

Industry and Entrepreneurship Development（産業・起業家育成省）、Department of Commerce（商務局）、等が産業の競争力強化や輸出・投資促進に関与している。調査を実施するにあたっては、これら関係省庁・機関と密に連携する必要がある。特に現政権の方針や、EDB が ADB の支援を受けて策定を開始した 2025-2029 年国家輸出開発計画については、その状況をよく確認し、これらとの整合に留意する。

- また、上述の政府機関に限らず、民間企業（外資・内資）や商工会議所（The Ceylon Chamber of Commerce¹²等）、JETRO スリランカ事務所、シンクタンク（Verite Research）、アカデミア（コロンボ大学、モラトゥワ大学等）等とも意見交換を行い、事業・投資環境、企業の競争力強化等の課題やニーズについて聞き取り、整理する。

2. スリランカ関係機関に提示する資料の事前確認

本業務の成果（協議資料等の中間的な成果を含む）についてスリランカ関係機関に資料を提示する場合には、発注者に事前に説明・確認の上、その内容について了承を得る。なお、当該説明・確認については、打合せ（対面またはオンライン）によることを原則とするが、現地業務中の場合には、電子メール等によることも可とする。

3. スリランカ関係機関への十分な説明・情報共有とオーナーシップの醸成

本調査の実施にあたっては、関係省庁・機関と調査方針（インセプション・レポート）及び最終報告書（案）（ドラフト・ファイナル・レポート）に関する十分な協議・調整を行う。なお、現地調査期間中は、発注者・JICA スリランカ事務所と十分な意見交換・調整を行う。

4. 他ドナー支援動向の確認と連携可能性の検討

スリランカの民間セクター開発においては、世界銀行や ADB 等のドナーが活動していることから、これら他ドナーの援助状況について情報収集を行い、事業重複の有無や連携可能性について確認する。

5. 基礎的なセクター情報の収集

スリランカの民間セクター開発において JICA や他機関が実施した調査報告書や一般的に公開されている文献資料、学術論文、他国の分析資料等について、インターネット等を活用し効率的に収集、分析し、本調査の基礎とする。

第4条 調査の内容

上記「第3条 調査実施の留意事項」を踏まえつつ、本調査の背景及び目的を十分に把握したうえで、以下の活動を行う。本調査に先んじて実施された調査や技術協力等の内容を詳細に確認し、可能な限り効率的に調査を行う。

¹² [Home Page - The Ceylon Chamber of Commerce](#)

（１）準備作業及びインセプション・レポートの作成

既存の関連資料、情報、データを整理・分析・検討するとともに、詳細な調査内容及び工程を検討する。スリランカ関係機関に対応を求める事項・質問等、要調査項目を取りまとめてインセプション・レポートを作成し、JICAに提出する。提出時期の設定にあたっては、JICAが内容を確認するための十分な時間を確保する。現地渡航後、インセプション・レポートをもとにスリランカ関係機関との意見交換や情報収集を進める。

（２）情報収集、現状・課題分析

1. スリランカにおける事業・投資環境の現状把握¹³

投資・輸出促進にかかるスリランカ政府の過去/現在の政策や方針、対応、各種法制度の現状を整理する。

特に、2017年調査等のJICAあるいは他機関が実施した既存調査にて把握されている事業環境並びに投資環境を踏まえて、経済危機及びIMFプログラムに基づく改革を経てどのような変遷があったか確認し、現状並びに現政権の下での新たな方針について情報収集を行う。また、スリランカにおけるこれまでの輸出促進・投資促進（主にFDI）のための政策・制度、及び主要な産業政策について整理し、成果と実施上の課題について分析する。主に想定される調査項目は以下のとおり。

a) スリランカにおける主要な産業政策とその成果にかかる整理・分析

- 国家政策枠組み 2020-2025 (National Policy Framework Vistas of Prosperity and Splendour)
- 国家政策枠組み (National Policy Framework - A Thriving Nation A Beautiful Life)

b) 輸出促進にかかる政策（関税、税関手続き、事前教示制度を含む）の現状の整理・分析

- 過去に発表された政策、及び現在スリランカ政府にて検討されている政策について情報収集・分析を行う。想定される政策は以下のとおり。
 - 2018-2022年国家輸出戦略 (National Export Strategy of Sri Lanka 2018-2022) ¹⁴
 - 2025-2029年国家輸出開発計画 (National Export Development Plan for 2025-2029) : EDBがADBの支援を受けて策定中
- FTAの利活用状況と利活用における課題 (India-Sri Lanka Free Trade Agreement/ISFTA, Pakistan-Sri Lanka Free Trade Agreement/PSFTA,

¹³ 技術提案書では、想定される調査項目にかかる情報収集・分析手法について提案すること。調査項目についても、a)-g)の他に有用であると思われるものがあれば提案すること。

¹⁴ 2018-2022年国家輸出戦略 (National Export Strategy of Sri Lanka 2018-2022) [sri-lanka-nes-4-3-web.pdf](#)

Singapore-Sri Lanka Free Trade Agreement/SSLFTA, Sri Lanka-Thailand Free Trade Agreement/SLTFTA) について情報収集・分析を行う。

- 各種認証制度（製品別の認証・ライセンス、原産国証明、品質証明、衛生証明、Hazard Analysis and Critical Control Point/HACCP 等）の運用状況・課題にかかる整理・分析を行う。
- 輸出促進に関する担当省庁・実施機関（EDB、BOI、Sri Lanka Customs、Sri Lanka Export Credit Insurance Corporation、Sri Lanka Standards Institution、Inland Revenue Department、Department of Imports and Exports Control、Ministry of Trade, Commerce, Food Security and Co-operative Development 等）について、現状の体制（組織体制、職員数、予算等）・所掌、実施能力等を整理する。
- なお、JICA スリランカ事務所が 2023 年度に実施した「Data Collection Survey for Promotion of Transparent and Competitive Business Climate in Sri Lanka（公正なビジネス環境整備に向けた基礎情報収集・確認調査）」において、貿易円滑化にかかる情報収集・分析を実施したため、その報告書等も適宜参照する。同調査では、2016 年 5 月 31 日にスリランカが批准した WTO の貿易円滑化協定（Trade Facilitation Agreement/TFA）に定められた措置の実施促進に向けたロードマップの策定、及び、官民の貿易関係機関の調整機能を担う National Trade Facilitation Committee の再編成・機能強化のための提言が行われ、前者のロードマップは 2024 年 9 月にスリランカにおいて閣議承認された¹⁵。

c) 海外直接投資に携わる各政府組織の役割

- 投資促進に関する担当省庁・実施機関（BOI、EDB、Ministry of Industry and Entrepreneurship Development 等）について、現状の体制（組織体制、職員数、予算等）・所掌、実施能力等を整理する。
- 過去 10 年間にスリランカ政府が策定した投資促進のための主要な政策または政府プロジェクトの内容・実施状況及びそれらにかかる政府関係機関・民間企業・経済団体等からの評価等を整理する。評価の対象となる具体的な政策または政府プロジェクトとしては、投資促進戦略・アクションプラン、各種許認可手続き・ワンストップショップの改善、投資データの収集・分析・活用、企業向け情報提供（投資ガイド¹⁶、ウェブサイト等）、投資セミナー・商談会等の開催、投資認可後の投資モニタリング・企業サポート等が考えられる。

d) 投資関連政策・制度

現状の制度と運用状況について情報収集し、整理する。

- BOI：重点投資分野、投資上の優遇措置¹⁷、投資基準額（最低投資額）¹⁸

¹⁵ [Cabinet approves National Trade Facilitation Roadmap for Sri Lanka bill | Daily FT](#) (2024 年 9 月 23 日付)

¹⁶ [BOI Investment Guide – 24.01.2024.cdr](#) (2024 年 1 月、BOI 発行)

¹⁷ [Investment Guide 2024 – Changing Pages – 02.10.2024.cdr](#) (2024 年 10 月、BOI 発行)

¹⁸ BOI ウェブサイト：[Setting up in Sri Lanka New - Investment Opportunities - Board of Investment of Sri Lanka](#)

- 外国企業の会社設立手続き、外国人就業規則・在留許可
 - 知的財産権保護や紛争解決メカニズムといった投資家保護政策
 - 各種税制等
- e) 海外直接投資に関する許認可の現状（B0I 登録、輸出入、外貨送金、会社設立、事業実施認可、ビザ発給等の各種許認可の内容、担当省庁、標準処理日数、ワンストップショップの実施状況等）
- 2016 年 2 月に B0I 内に設置されたワンストップショップについて、運営状況、認可実績（件数と所要日数）。また、ワンストップショップのサービス提供対象者について、制限（最低投資額等）の有無を確認し、制限がある場合はその目的と内容、課題を整理する。
 - 2023 年 2 月には B0I が One Stop Action Center for Strategic Investments (OSAC-SI) の設置を予定していることが報じられたところ¹⁹、2025 年現在の状況について確認し、整理する。
 - 2025 年 1 月の報道で B0I が投資家向けのオンライン申請システムを 2025 年 6 月から導入予定であることが報じられたところ²⁰、最新の検討状況について確認し、整理する。
- f) 産業・起業家育成省、EDB、B0I 等が運営する各種特区（輸出加工区等）の役割、運営元情報、許認可にかかる法制度、進出企業の概況等の現状
- g) スリランカにおける投資・輸出促進にかかる他ドナーの支援実施状況（世界銀行、ADB 等）

2. スリランカにおける輸出促進・投資促進のための政策・制度改善及び産業政策策定に向けた課題整理²¹

「第 1 条 調査の背景・経緯」に記載のとおり、スリランカでは、一部の個別産業にかかる輸出振興策を超えた、包括的な観点に立った投資促進戦略や制度改善策、産業政策は策定されておらず、また、過去に策定された政策や制度改善策も実現していない。かかる状況を踏まえて、上記 1. の情報収集・分析結果を活用し、民間企業や業界団体等が実際の事業実施において直面する主な課題について整理するとともに、その要因について分析し、今後の政策・制度改善や産業政策の策定に向けた提言をまとめる。

加えて、輸出促進と投資促進を互いにリンクさせ、産業競争力を高めることに成功したアジアを中心とする他国の産業政策の策定及び実施にかかる事例（対象国については JICA と相談して確定）の机上調査を行い（対象国での現地調査の実施は無し）、それらの事例を大統領府、EDB、B0I 及び商務局等のスリランカ政府関係機関に紹介して意見交換を行うなかで、現在のスリランカ政府の認識・方針を把握する。また、今後の技術協力の一

¹⁹ [Manila Bulletin - B0I to establish one-stop-action center for strategic investments](#) (2023 年 2 月 26 日付)

²⁰ [B0I to introduce online application system for investors | The Morning](#) (2025 年 1 月 26 日付)

²¹ 技術提案書では、想定される調査項目にかかる情報収集・分析手法について提案すること。調査項目についても、a) - d) の他に有用であると思われるものがあれば提案すること。

環として、輸出振興・投資促進のための政策・制度改善に向けた官民政策対話を行うことを想定して、具体的なテーマを整理し、官民政策対話を実施するための体制整備についての提言を行う。主に想定される調査項目は以下のとおり。

- a) 輸出・投資関連制度・手続きの課題についての情報収集、分析及び整理
スリランカで事業を実施している民間企業や業界団体等を対象として、現在の輸出・投資関連制度・手続きにおける課題認識を聞き取り、それぞれの課題の要因を分析・整理する。
- b) 投資誘致にかかる組織面及び運用上の課題
 - 産業・起業家育成省、商務局、BOI や JETRO スリランカ事務所、スリランカの経済団体（The Ceylon Chamber of Commerce 等、商工会議所、経団連に相当する組織）等にヒアリングを実施し、スリランカ企業にとっての外資参入が特に望まれるセクター（業種）の特定とその理由、外資参入の意義と課題を明らかにする。
 - スリランカへの潜在的な投資ポテンシャルが見込まれる産業分野の外国企業（特に本邦企業）に対し、スリランカへの投資意欲や投資阻害要因を調査し、投資環境改善・投資促進にあたっての課題を分析する。なお、様々なアクターが民間企業の課題意識について情報収集・分析していることから、そうした既存の取り組みで得られた情報も踏まえて課題分析を進めるよう留意する。
- c) 他国での輸出・投資促進策、産業政策の策定・実施にかかる事例分析
- d) 投資促進と輸出促進の双方を進めながら互いにリンクさせ、産業競争力を高めることに成功したアジアを中心とする他国の産業政策の策定及び実施にかかる事例を調査する（机上調査を想定しており、他国での現地調査は無し）。輸出振興・投資促進のための政策・制度改善に向けた官民政策対話に参画すべき民間セクター及び研究機関²²
スリランカ国内外の主要な民間セクター、大学やシンクタンク等の研究機関で、輸出振興・投資促進のための政策・制度改善に向けた官民政策対話のメンバーまたはアドバイザーとしてふさわしい組織及び有識者についての提案を行う。スリランカ国内の組織や有識者を主として想定するが、日本またはアジアを中心とする他国の組織や有識者についても提案可能。

3. スリランカにおける産業の輸出競争力にかかる現状把握とリンケージプログラム準備²³

潜在的な輸出競争力を有すると思われる複数の産業を特定し（2017 年調査や EDB との協議等を踏まえ、現時点では①自動車部品、②電気・電子機器、③ボート・船舶の 3 産業を想定しているが、調査の途中段階で JICA と協議して確定する）、各産業における

²² 技術提案書では、官民政策対話実施に向けた体制整備（官民政策対話で取り上げるべきトピック、トピック毎に巻き込むべき民間セクター及び研究機関、官民政策対話実施に向けた準備フロー/タイムライン、スリランカ側関係機関の巻き込み手法等）についても提案すること。

²³ 技術提案書では、想定される調査項目にかかる情報収集・分析手法について提案すること。調査項目についても、a)～e)の他に有用であると思われるものがあれば提案すること。

スリランカの主要企業の概況、現時点での主要产品及び販売先市場、主要企業の輸出拡大にかかる課題、国内外の潜在的市場について情報収集・分析する。また、当該産業におけるスリランカ側の主要企業と潜在的市場（南アジア周辺諸国、ASEAN、日本等）のリンケージプログラムを行うことを想定して、輸出拡大先として考えられる地域及び企業のロングリストを作成する。加えて、リンケージプログラムを行う際に必要となり得る企業競争力強化のための手法についても提言する。主に想定される調査項目は以下のとおり。

a) 主要産業の特定

上記 1. 及び上記 2. の情報収集・分析結果を踏まえ、潜在的な輸出競争力を有し、国内外の潜在的市場とのリンケージを促進するのに適した産業を複数特定する。特定にあたっては、スリランカ関係機関、JICA との協議を行う。

b) 主要企業の概況

- ・ 特定産業における主要企業の特定
- ・ 上記主要企業の資本関係（外資／国内企業、国営／民間企業）
- ・ 上記主要企業の過去 10 年程度の売上高、輸出高、人員規模の推移
- ・ 上記主要企業の主な取引先（販売先・仕入れ先）
- ・ 上記主要企業の地域的分布、輸出加工区、FTA 等の活用状況

c) 主要企業の輸出拡大にかかる課題の現状把握

- ・ 主要企業（各産業において 10 社程度を想定）からのヒアリングを通じ、輸出拡大の取組みと課題についての現状を把握する。国内販売に留まる企業からは輸出に向けた取組みと課題について確認する。
- ・ 取組みと課題は、原材料確保、人材確保、設備投資、商品開発、マーケティング、資金調達等にかかる自社競争力の問題と、許認可、通関、税制、原材料コスト、エネルギーコスト、資金調達コスト等の外部要因に分けて検討を行う。

d) 潜在的市場の検討

周辺南アジア諸国、ASEAN 及び日本を対象として、上記で特定された主要企業の輸出拡大の可能性のある地域及び企業グループのロングリストを作成する。

e) 企業競争力強化のためのアプローチにかかる検討

カイゼンによる生産性・品質向上、国際基準・認証の取得等、上記 a) b) c) の情報収集・分析の結果を踏まえて企業競争力強化のために有用と思われるアプローチを検討する。

（３）イベントの実施²⁴

- a) 他国事例共有ワークショップの実施：上記（２） 2. で整理・分析した情報を踏まえて他国事例共有ワークショップを実施する（スリランカ国内での対面実施を前提に、約 40 名／回、1 日／回のワークショップを計 2 回程度実施する想定）。ワークショップの対象者は、EDB、BOI、Ministry of Finance, Planning and

²⁴ 技術提案書では、他国事例共有ワークショップ及び投資促進セミナーの実施手法（リソースパーソン含むプログラム案、及び対象機関等）について提案すること。

Economic Development、Ministry of Industry and Entrepreneurship Development、Ministry of Trade, Commerce, Food Security and Co-operative Development、Department of Commerce 等の関係省庁・機関、民間企業（外資・内資）や商工会議所（The Ceylon Chamber of Commerce 等）、JETRO スリランカ事務所、等）、シンクタンク（Verite Research）、アカデミア（コロンボ大学、モラトゥワ大学等）を想定する。

- b) 投資促進セミナーの実施：上記（2）で整理・分析した情報を踏まえて、日本国内における投資促進セミナーを実施する（計1回を想定）。オンラインでの実施を想定しているが、実施形式については要相談。セミナーの対象者は、スリランカへの投資に関心を有する日本の民間企業や日本商工会議所、JETRO スリランカ事務所、在京スリランカ大使館等を想定する。

（4）インテリム・レポートの作成

インセプション・レポートを更新する形で、2025年12月上旬までの調査結果をインテリム・レポートとして取りまとめる。JICAの確認を得て、ドラフト・ファイナル・レポートの作成に向けて方針の変更が必要な点があれば適宜対応する。

（5）ドラフト・ファイナル・レポートの作成

上記（3）までの調査結果をドラフト・ファイナル・レポートとして取りまとめる。JICAの確認を得た上で、情報収集を行った日本側関係者、スリランカ側関係者に概要を説明するセミナーを開催する（参加人数50名程度、会場はJICA スリランカ事務所またはスリランカ側関係機関の会議室を想定）。また、別途JICA主導のもと、情報収集を行った関係ドナーにも概要を説明する（日時や実施場所等についてはJICAが調整する）。

（6）ファイナル・レポートの作成

ドラフト・ファイナル・レポートに対する日本側関係者、スリランカ関係機関及びJICAのコメントを反映させ、ファイナル・レポートを作成し、JICAに提出する。

第5条 報告書等

（1）調査報告書

調査の各段階にて作成・提出する報告書等は以下の通り。このうち、本契約の成果品は下記（エ）ファイナル・レポートとする。各報告書へ記載する内容は、「第4条 調査の内容」を参照。各報告書についてのスリランカ政府に対する説明・協議に際しては、事前にJICAに説明の上、その内容について了承を得る。JICAへの事前提出にあたっては、JICAが内容を確認するための十分な時間を確保する。それぞれの「提出時期」とは、事前のJICAとの協議結果が反映され、JICAが了承した内容の報告書が提出される時期のことである。

なお、製本版を作成する（エ）ファイナル・レポート以外の報告書については、以下に示す部数はJICAへ提出する部数であり、スリランカ関係機関との協議、国内の会議

等に必要な電子データ（PDF）は別途用意する。

（ア） インセプション・レポート

提出時期：調査開始時（2025 年 11 月上旬を想定）

部 数：電子データのみ

（イ） インテリム・レポート

提出時期：2025 年 12 月下旬

部 数：電子データのみ

（ウ） ドラフト・ファイナル・レポート

提出時期：2026 年 1 月下旬

部 数：電子データのみ

（エ） ファイナル・レポート

提出時期：2026 年 2 月中旬（契約履行期間の末日）

部 数：英文（製本版）8 部（JICA3 部、スリランカ関係機関 5 部）

和文（製本版）3 部（JICA3 部）

英文（CD-R）1 部

和文（CD-R）1 部

（２） その他提出物

（ア） コンサルタント業務従事月報

受注者は、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、業務従事月報を作成し、監督職員に提出する。

記載事項：調査業務日とその概要

提出時期：翌月 15 日まで

部 数：和文 1 部

（イ） 議事録等

スリランカ政府との各調査報告書説明・協議にかかる議事録を作成し、JICA に速やかに提出する。また、JICA 及び調査団が主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等を取りまとめ、3 営業日程度のうちに JICA に提出する。現地 JICA 事務所におけるミーティングについても同様とする。なお、関連会議・セミナーの開催に先立ち、10 日前までに配布資料を JICA に提出する。

（ウ） 収集資料

本調査を通じて収集・作成した資料及びデータは項目毎に整理し、JICA の様式による収集資料リストを付した上で調査終了後 JICA に提出する。

記載事項：収集した資料、データ及びそのリスト

提出時期：調査終了時

部 数：3 部

※電子データをあわせて提出する

(エ) 他国事例共有ワークショップ及び投資促進セミナーにおける発表資料

提出時期：ワークショップ及びセミナー実施の10日前

部 数：電子データ（PowerPoint）のみ

(3) 報告書の作成・印刷仕様

各種報告書の作成にあたっては図表リスト、略語リスト、参考文献等各種リストを記載し、転載するものは必ず出典を明記する。また、価格・費用等を現地通貨・基軸通貨で記載する際には、その時点における円貨との交換レートを記載する。

作成にあたっては、ドラフトの段階で JICA と十分な協議を行。、各報告書のスリランカ関係機関への説明・協議の際にはスリランカ側の意見・要望等を聴取し、議事録に残す。

(4) 報告書の印刷仕様・電子化仕様

- ・各調査報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述する。
- ・各調査報告書は、スリランカ政府への提出に先立ち、事前に JICA に提出し、承諾を得る。
- ・各調査報告書表紙の裏面には、調査時に用いた通貨換算率とその適用年月日を記載する。
- ・各レポートには、その内容の要点を記載したサマリーを加えること。ファイナル・レポートについては、調査結果の概要を3～5 ページ程度に取りまとめ、本文と色違いで和文版、英文版の最初の部分に入れる。
- ・ファイナル・レポート以外の仕様は、A4 版、タイプ打ち、両面コピー、章毎改ページの編集とし、簡易製本とする。
- ・報告書等の印刷・電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。
- ・レポートの作成にあたっては、装丁等が華美に流れ過ぎないように、常識の範囲内で極力コストダウンを図る。
- ・レポートが特に分冊形式になる場合は、本論と例えばデータの根拠との照合が容易に行えるよう工夫を施す。
- ・報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成にあたっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する外国文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受ける。
- ・レポートで引用した統計、資料、数値等については、必ず出典を明記する。

第6条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、

発注者が受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙：技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項

技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項
(技術提案書の重要な評価部分)

技術提案書の作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章「2. 技術提案書作成上の留意点」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	スリランカにおける輸出・投資促進のための政策・制度改善及び産業政策策定に向けた情報収集・分析手法	第3条 調査実施の留意事項 第4条 調査の内容(2) 2. スリランカにおける輸出促進・投資促進のための政策・制度改善及び産業政策策定に向けた課題整理
2	政策対話実施に向けた体制整備(今後の技術協力等を見据えた準備フロー/タイムライン、スリランカ側関係機関の巻き込み手法等)	第3条 調査実施の留意事項 第4条 調査の内容(2) 2. スリランカにおける輸出促進・投資促進のための政策・制度改善及び産業政策策定に向けた課題整理
3	スリランカにおける産業の輸出競争力にかかる情報収集・分析手法	第3条 調査実施の留意事項 第4条 調査の内容(2) 3. スリランカにおける産業の輸出競争力にかかる現状把握とリンケージプログラム準備

第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

1. 技術提案書作成に係る要件

本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおりです。

(1) 業務の工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

(2) 業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

(全体) 約 5.57 人月

(現地渡航回数：延べ 11 回)

業務従事者構成の検討に当たっては、民間セクター開発（産業輸出競争力の強化、投資促進のための制度改善、官民政策対話の実施支援等）の専門性を持つ従事者を含めること）。

※ 現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご留意ください。

(3) 業務従事予定者の経験、能力

評価対象者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：(業務主任者／〇〇 格付の目安 (3号))】

1) 対象国及び類似地域：スリランカ国及び南アジア地域、東南アジア地域

2) 語学能力：英語

- ※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。
- ※ 総合評価落札方式では業務管理グループ（副業務主任）は想定していません。

（４）配付資料／公開資料等

１）配付資料

JICA「Data Collection Survey for Promotion of Transparent and Competitive Business Climate in Sri Lanka（公正なビジネス環境整備に向けた基礎情報収集・確認調査）」のうち、貿易円滑化にかかる報告書（以下２件）

- 「Trade Facilitation Roadmap for Sri Lanka - An Assessment of Sri Lanka's Compliance with the WTO Trade Facilitation Agreement and Strengthening of the NTFC」（2024 年）
- 「Strengthening the National Trade Facilitation Committee in Sri Lanka」（2024 年）

２）公開資料

- JICA「スリランカ投資環境整備情報収集・確認調査」（2017 年）
(<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12291910.pdf>)
- JICA「事業事前評価表：開発政策借款（民間セクター振興、ガバナンス向上、財政健全化）」（2016 年）
(https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2016_SL-C16_1_s.pdf)
- JICA「スリランカ国 中小企業育成及び投資促進を通じた新輸出産業振興計画プロジェクト形成調査報告書」（2007 年）
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000175971.html>)
- JICA「スリ・ランカ民主社会主義共和国 工業振興・投資促進計画フォローアップ調査（テクノパーク）」（2002 年）
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000004965.html>)
- JICA「スリ・ランカ民主社会主義共和国 工業振興・投資促進計画フォローアップ調査（中小企業振興機関の設立計画）」（2001 年）
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000002764.html>)
- JICA「スリ・ランカ民主社会主義共和国 工業振興・投資促進計画調査（フェーズⅡ）」（2000 年）
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000001558.html>)
- 世界銀行「Sri Lanka Development Update - Opening up to the Future」（2024 年）
<https://documents1.worldbank.org/curated/en/099654510092428580/pdf/IDU-d5aa8c92-ec43-44c8-b75b-7ddf3456747e.pdf>
- 世界銀行「Country Private Sector Diagnostic CREATING MARKETS IN SRI LANKA - Private Sector-Led Inclusive Growth from Islands of

Excellence (Executive Summary)」(2022 年)

(<https://documents1.worldbank.org/curated/en/099537108052210728/pdf/IDU0542219930fd3b0484b09a88096bd1a1066e9.pdf>)

- 世界銀行「Sri Lanka – Competitiveness, Transparency and Fiscal Sustainability Development Policy Financing (English)」(2016 年)
(<http://documents.worldbank.org/curated/en/595711470244382470/Sri-Lanka-Competitiveness-Transparency-and-Fiscal-Sustainability-Development-Policy-Financing>)
- JETRO「スリランカ：ビジネス情報と JETRO の支援サービス」
(<https://www.jetro.go.jp/world/asia/lk/>)
- JETRO「海外進出日系企業実態調査 アジア・オセアニア編」(2024 年)
([20240024rev1.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/2016/2ed380f67234def2/rP_lk_Fieldsurvey_distributcounterfeitPro201608.pdf))
- JETRO「スリランカにおける模造品流通実態調査」(2016 年)
(https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/2016/2ed380f67234def2/rP_lk_Fieldsurvey_distributcounterfeitPro201608.pdf)

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置（日本語⇄英語、シンハラ語、タミル語） ※政府機関職員は英語でのコミュニケーションが可能である場合が殆どである。	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA スリランカ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全

確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制を技術提案書に記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

2. 技術提案書作成上の留意点

具体的な記載事項や留意点について以下のとおりです。

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

業務を実施するにあたっては、後述するように、当該業務に直接的に従事する各団員の経験や能力等のもとより、コンサルタント等の法人としての業務経験、法人としての業務実施体制等も業務を円滑に実施するための重要な要件ですので、本項目ではこれらを総合的に記述して下さい。

記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(1) コンサルタント等の法人としての経験・能力」を参照してください。

* 評価対象とする類似業務：民間セクター開発（産業輸出競争力の強化、投資促進のための制度改善、官民政策対話の実施支援等）分野におけるコンサルティング業

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を合わせた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4-3 の「要員計画」は不要です。なお、様式 4-4 の「業務従事予定者ごとの分担業務内容」は記載ください）。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(2) 業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用して

ください。

4) その他

相手国政府または JICA（JICA の現地事務所を含む。）からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

(3) 評価対象者の経験・能力等

本件業務に業務主任者として従事する評価対象者の経験・能力等について記述して下さい。記述に際しては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(3) 業務従事予定者の経験・能力」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

(4) 技術提案書の形式等

技術提案書の体裁は、A 4 判（縦）、原則として 1 行の文字数を 4 5 字及び 1 ページの行数については 3 5 行を上限として下さい。関連する写真等を掲載する場合には、目次の前として下さい。

3. 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 本案件に係る業務量の目途

上記 1. (2) に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

(2) 別見積

以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「第 1 章 入札の手続き」の「6. (2) 提出方法」に基づき提出して下さい。下記に該当しない経費については、別見積として認めず、提案者負担とします。

- ・ 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(3) 定額計上について

■ 本案件は、定額計上はありません。

（４）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（５）ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第２章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

以上

別紙：技術提案書評価配点表

技術提案書評価配点表

評 価 項 目	配 点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)
(1) 類似業務の経験	6
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3
イ) ワークライフバランス認定	1
2. 業務の実施方針等	(70)
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65
(2) 作業計画等	(5)
ア) 要員計画	－
イ) 作業計画	5
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)
(1) 業務主任者の経験・能力	(20)
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u>	(20)
ア) 類似業務等の経験	10
イ) 業務主任者等としての経験	4
ウ) 語学力	4
エ) その他学位、資格等	2